

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和 4 年 1 1 月 8 日付けで行った保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）について、取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のとおり主張する。

療育手帳の患者に保護の廃止、通院をしているのに廃止された事件、生活保護の廃止された事件に対して不服を申し立てる。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項により、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
-------	------

令和 6 年 1 月 1 8 日	諮問
令和 6 年 6 月 1 1 日	審議（第 8 9 回第 3 部会）
令和 6 年 7 月 1 7 日	審議（第 9 0 回第 3 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め及び解釈

- (1) 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができ（法 2 7 条 1 項）、被保護者は、これに従わなければならない（法 6 2 条 1 項）。

そして、保護の実施機関は、被保護者が法 6 2 条 1 項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる（同条 3 項）。この場合、保護の実施機関は、当該被保護者に対し、あらかじめ当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知することにより、弁明の機会を与えなければならない（同条 4 項）。

- (2) 被保護者が書面による法 2 7 条の指導指示に従わない場合に、法 6 2 条の規定により保護の変更、停止又は廃止のいずれを適用するかについて、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 3 8 年 4 月 1 日社保第 3 4 号厚生省社会局保護課長通知。この通知は、地方自治法 2 4 5 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定による法の処理基準である。）第 1 1 ・問 1 ・答 3 ・(3)によれば、「保護の停止を行なうことによって当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき」は、保護を廃止することとされている。

2 本件処分について

これを本件処分についてみると、本件指示の内容は施設の管理規程の遵守を求めるものであって、〇〇を入所4日で自己都合により退所し、その後入所した〇〇においても2度無断外泊を行って契約解除を通告された状況に照らすと、本件指示は次の更生施設への入所に当たり、実施機関として保護の目的達成に必要なものであったといえることができる。

請求人は、処分庁が本件指示を行った日から1週間の内に、無断外泊を2度行っており、本件指示の「〇〇のしおりに書かれている、施設のきまりを守ってください。」に違反したことは明らかである。

〇〇入所中に無断外泊をした経緯に加え、本件指示から1週間の内に2度の無断外泊を行い、〇〇を退去するに至った状況に鑑みれば、処分庁が請求人について、保護の停止を行うことによって本件指示に従わせることは著しく困難であると考え、請求人の保護を廃止することが妥当であると判断したことに不合理な点はない。

そして、処分庁が本件処分に先立つ令和4年11月4日、処分しようとする理由、弁明の日時及び場所について、本件通知書により請求人に通知したことが認められ、同日、請求人による弁明が行われたことが認められる。

したがって、本件処分は、請求人に弁明の機会を与えた上でなされた適法かつ妥当なものといえるべきである。

3 請求人の主張について

請求人は、療育手帳を有し、通院をしているのに保護廃止された旨を主張する。

しかし、上記1記載のとおり、法は、被保護者において法27条1項の指導指示に従う義務があると定め、これに違反したときは、

保護の実施機関は保護の変更、停止又は廃止をすることができる
と定めており、上記 2 記載のとおり、請求人が本件指示に違反し
て〇〇入所中に無断外泊したことにより、保護停止によって本件
指示に従わせることが著しく困難であるとして、処分庁が保護を
廃止したことは相当と認められる。

したがって、請求人の主張は採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法
令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に
行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田 攝子、青木 淳一、澄川 洋子

別紙 1 及び別紙 2 (略)